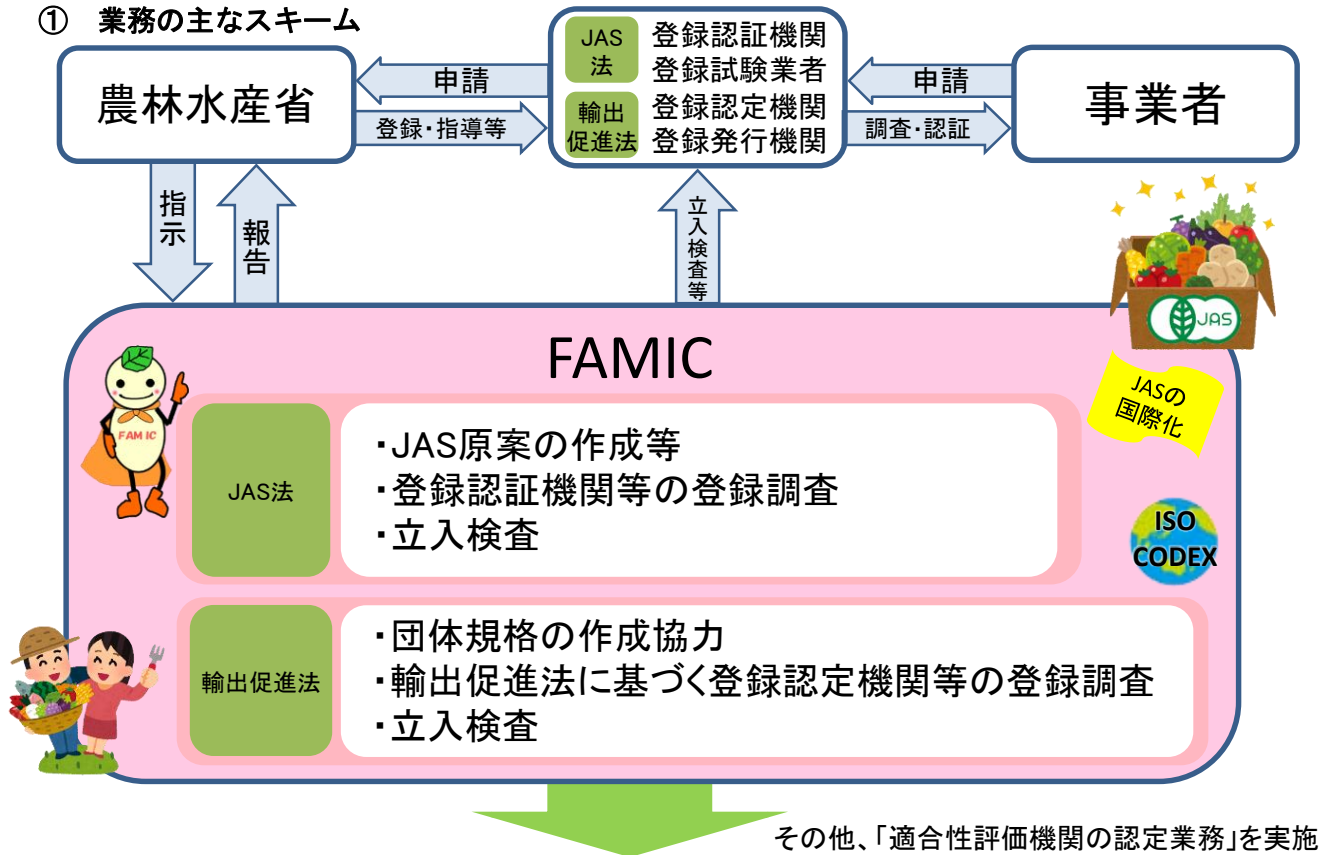


(5) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

① 業務の主なスキーム



JAS原案の作成及びJAS制度の普及等	・JAS原案の作成及び見直しを実施 ・事業者団体等からのJAS制定・見直しの申出に係るサポートを実施 ・事業者の創意工夫を生かしたJAS活用等を企図して国内外へ制度を普及
JAS法に基づく登録認証機関等の調査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者等になろうとする機関の登録基準への適合性を調査
JAS法に基づく立入検査	・JAS法に基づき、登録認証機関、登録試験業者、認証事業者等に立ち入り、帳簿等を検査
団体規格の作成協力	・輸出促進法に基づき、輸出促進団体の規格作成に協力
輸出促進法に基づく登録認定機関等の調査	・輸出促進法に基づき、登録認定機関等になろうとする機関の適合性を調査
輸出促進法に基づく立入検査	・輸出促進法に基づき、登録認定機関等に立ち入り、帳簿等を検査
適合性評価機関の認定業務	・国際規格に基づき、農林水産分野における認証機関や試験業者を認定

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇JAS制度の運用：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/05_jas/



② 令和4年度の業務の成果

ア JAS制度の普及、運用

農林水産・食品分野のモノの標準化に係るJAS制度が、平成29年のJAS法改正で、生産方法(プロセス)、取扱方法(サービス)、試験方法等にも拡大され、幅広い事業者がJASを商品、技術、取組みをアピールするビジネスツールとして活用できるようになりました。

FAMICでは、JASが戦略的に制定・活用され、農林水産物の輸出力強化に繋がるよう、JASの制定等に係る原案作成及びサポートを行うとともに、WEBで新たなJASの提案に繋がる説明会を開催する等のJAS制度の普及啓発やJASの国際標準化に努めています。また、有機JAS製品の輸出拡大のため、我が国の有機認証制度と同等の制度を持つ国（有機同等国）と有機同等性を相互に承認できるよう、農林水産省が行う協議のサポートを実施しています。

令和4年度は、普及啓発の成果により47件のJASの制定等に携わりました。また、東南アジア各国に対し、ASEAN ODA事業におけるJAS講座等を通じた普及啓発を行い、JASの理解の向上と、国際標準化への協力関係を醸成することができました。

有機同等性の相互承認については、適用品目の拡大に向け、同等国の有機制度の審査等を実施しました。

さらに、令和4年10月のJAS法改正で、有機JASの対象に「有機酒類」が追加されたことに伴い、登録認証機関等30機関（国内24、外国6）から業務規程の変更届出があり、FAMICが迅速に対応した結果、12件の有機酒類のJAS事業者が認証され、制度の滑り出しをサポートできました。

イ 輸出促進法の改正

令和2年度に制定された輸出促進法が、更なる輸出拡大に向け令和4年10月に改正され、民間の登録発行機関による輸出証明書の発行や農林水産物・食品の輸出の促進を図る法人（輸出促進団体）を認定する等の仕組みが創設されました。FAMICは登録発行機関の登録等の調査を行うほか、輸出促進団体に必要な協力を行うことが可能となり、令和4年度は木材の輸出促進を図る団体の規格策定をサポートしました。

ウ FAMIC認定制度の実施

認定センター（Japan Accreditation Service for agriculture, forestry and fisheries: JASaff）は、ISO/IEC17011に基づき、認証機関又は試験業者に対して認定業務を実施しています。

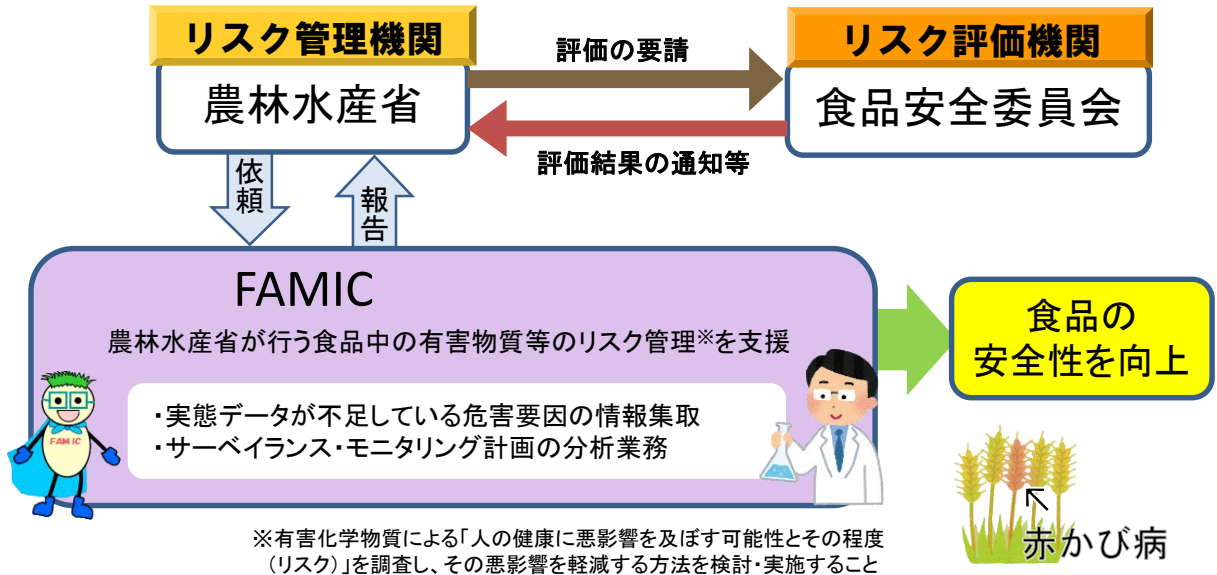
令和4年度は、製品認証分野において国際相互承認※を得るため、アジア太平洋認定協力機構（APAC）の審査を受審しました。

※国際相互承認は、各国認定機関が互いの能力（ISO/IEC17011に基づく審査能力）を評価し、相互に同等なものとして承認する認定機関の枠組みです。相互承認を得た認定機関の業務は国際的に通用するものとみなされます。



(6) 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

① 業務の主なスキーム



有害物質の分析	・食品の有害化学物質の汚染の程度を調査するために、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング計画」で対象とされた危害要因及び食品群について分析
実態データ不足 危害要因の 情報集取	・農林水産省が優先的にリスク管理を行う有害化学物質について、国際的に妥当性が確認されている分析法を調査し、農林水産省が実態調査を予定する食品群に適用できるかどうか検証して標準となる手順を作成

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇リスク管理に資する分析調査：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/06_risk/



② 令和4年度の業務の成果

農林水産省では、食品安全に関するリスク管理の取組みとして、どのような有害化学物質がどの程度農林水産物等に含有されているのかを調査しています（汚染実態調査）。FAMICは、農林水産省が策定する「サーベイランス・モニタリング年次計画」等に基づき、食品中の有害化学物質の分析結果を提供しており、国際的に通用する信頼性の高い試験結果を提供するため、「小麦及び大麦中のかび毒の定量試験」について、ISO/IEC17025の試験所認定を取得しています。

令和4年度は、当該計画に基づく小麦、大麦及びライ麦中のかび毒等892件のほか、エキナセア中のピロリジジンアルカロイド類15件の分析を行い、基礎データの収集、把握に貢献しました。



LC-MS/MSによる機器分析

エキナセア茶

(7) その他の業務

① 業務の主なスキーム

情報提供等

- ・業務を通じて蓄積した科学的知見をもとに、食品の表示や農業生産資材に関する情報を、講習会、電話相談、ホームページ、広報誌、メールマガジン等の様々なツールを用いて提供
- ・検査・分析の信頼性の確保、国際技術協力等を実施

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇情報提供：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/08_joho/



◇国際関係業務：

http://www.famic.go.jp/information/business_guidance/07_iso/



◇品質保証への取組み：

<http://www.famic.go.jp/information/quarity/>



② 令和4年度の業務の成果

FAMICは、農林物資、肥料、農薬及び飼料等に関する技術上の情報の提供を目的として、技術講習会を開催しています。

令和4年度は、以前から事業者からの関心が高い食品表示に関する講習会を全国で7回開催しました。このうち3回は受講者の利便性を考慮し、リモート配信により実施しました。

また、FAMICは、農林水産省、独立行政法人国際協力機構（JICA）等からの要請に応え、技術指導のための専門家の海外派遣や海外研修生の受入研修を行っています。

令和4年度は、国際協力専門家として職員1名を1回海外派遣するとともに（P27参照）、海外からの研修員の受け入れを4回（延べ13か国、30名）実施しました。



技術講習会の様子



キルギス国からの研修生の受入れの様子

10. 業務の成果と使用した資源との対比

(1) 自己評価

FAMICは、「科学的手法による検査・分析により、食の安全と消費者の信頼の確保に技術で貢献すること」を使命として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。

令和4年度も、理事長のリーダーシップの下、年度目標及び事業計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に資する各業務（セグメント）の進捗や予算執行の把握に努め、創意工夫等により効率的、効果的かつ的確に業務を遂行しました。

各業務（セグメント）ごとの具体的な取組みの結果と行政コストとの関係の概要については次のとおりです。

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和4年度業務実績等報告書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/houkoku/



(単位：百万円)

評価項目	評価 (※)	行政コスト
全体の評価	B	
項目別評価		
Ⅰ 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項		
① 肥料及び土壌改良資材関係業務	B	595
② 農薬関係業務	A	1,095
③ 飼料及び飼料添加物関係業務	B	845
④ 食品表示の監視に関する業務	B	1,378
⑤ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	A	939
⑥ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	B	155
⑦ その他の業務	B	497
Ⅱ 業務運営の効率化に関する事項		
① 業務運営コストの削減	A	
② 人件費の削減等	B	
③ 調達等合理化の取組	B	
④ 情報システムの整備及び管理	B	
Ⅲ 財務内容の改善に関する事項		
① 保有資産の見直し等	B	
② 自己収入の確保	B	
③ 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	B	
④ 短期借入金の限度額	—	

評価項目	評価 (※)	行政コスト
IV その他の事項		
① 職員の人事に関する計画	B	
② 内部統制の充実・強化	B	
③ 業務運営の改善	B	
④ 情報セキュリティ対策の推進	B	
⑤ 施設及び設備に関する計画	B	
⑥ 積立金の処分に関する事項	B	
法人共通		1,124
合計		6,628

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。
- －： 業務実績がないため、評価対象としない。

(2) 主務大臣による過年度の総合評価の状況

区 分	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
評価(※)	A	A	－	－	－

※評価区分

- S： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を質的及び量的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A： 法人の業務向上努力により、全体として事業計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B： 全体としておおむね事業計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D： 全体として事業計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた、抜本的な改善を求める。

【参考】平成27年度から令和元年度までの5年間の総合評価

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
評価	B	B	B	B	B

11. 予算と決算との比較

(単位：百万円)

区 分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	6,719	6,719	
施設整備費補助金	57	38	
受託収入	2	1	
諸収入	44	47	
前年度よりの繰越金	—	—	
計	6,822	6,805	
支出			
業務経費	749	669	
施設整備費	57	38	
受託経費	2	1	
一般管理費	614	597	
人件費	5,399	5,078	
計	6,822	6,383	

(注) 単位未満を四捨五入しているため、合計が一致しない場合があります。

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

http://www.famic.go.jp/public_information/johokokai/22jyou/kesan_houkoku/

